

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和6年6月定例会	
議案番号 議案名	議案第9号 財産の取得について
議員名・会派名等	市民力(山中啓之、湯浅文)
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	<p>※市民力は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことこそが議員の責務と考えます。非公式の場に、議会で発言してもいない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容を掲載いたします。</p> <p>皆さん、こんにちは。市民力の山中啓之でございます。</p> <p>議案第9号「財産の取得について」、市民力・湯浅文、山中啓之の2人を代表して原案に反対の立場から討論致します。本議案は国の所有する相模台の未利用国有地、合計8,745㎡を松戸市が33億5千万円で取得し、老朽化が進み耐震性に問題のある市役所の再整備に活用する事としています。</p> <p>(結論) 本議案に反対する直接的な理由は、昨年5月臨時会における同土地取得議案の反対討論で述べました通り、まず何より「市役所用地として」取得するとの明示があるためです。市役所建替えの場所については「現地」か「移転」か、まだ決定されていません。議会でも結論は出ていません。場所という決定的要素が未決定な段階で当該地を市役所用地と決定づけることはできませんので、一貫して今回も反対を致します。</p> <p>●令和3年12月7日の特別委員会における‘ゼロベース’で検討するとの答弁以降、遂に市は現地建替えや仮庁舎案をきちんと比較検討する姿勢を見せることなく、昨年5月22日総合政策会議であっさり意思を固め、本年1月に「段階的整備案」なるものを提示してきました。全部移転から少なくともまず本館・新館という部分移転へ変化しましたが、いずれにせよ市のこだわる移転ありきの姿勢は頑ななことが改めて明らかになりました。</p> <p>(段階的整備案の問題) まず問題なのがこの「段階的整備案」です。</p>

●今回の「段階的整備案」の1番の問題点は、言うまでもなく、移転—少なくとも部分移転—が既成事実化されてしまう事です。2点目として、その第1ステップ終了時までの概算事業費すら示されていない事です。これでは、費用面では事実上半ば白紙委任状態となり、議会本来のチェック機能すらままなりません。これまでの業務同様、比較できる金額を最低限、概算でもいいので市は示すべきです。我々議会は何を求めてこの土地を買い求めるのでしょうか。従来の構想案を変更することもせず、金額も提示せずでは、致命的な説明不足と考えます。事業において一番肝心の費用についての判断材料が極めて乏しく、到底賛成できません。むしろ比較ベースに乗せて現地建替えの方がより早く、より安くなる期待が高まる一方です。また、段階的整備案は、‘集約化’を進める現在の状況に反して、‘分散化’されてしまう事が決定的となり、市民にとっては不便極まりない案であるとなぜ気付かないのでしょうか。既にスタート時点から賛成できません。『議会と充分議論を尽くしたい』という市の姿勢とは裏腹に、このまま市が出した議案に賛同すれば、現実的に分散を主張し続けるのはこれまでの議論の流れから至極、議会側の1人として困難と考えます。議会はほぼ移転に追認する機関に成り下がってしまうと考えるのは私だけでしょうか。頑なな姿勢を変えずに議会を一方的に説得するのではなく、より反対している側の意見を取り入れるのが本当の歩み寄りだと考えます。

#### (取得者の義務)

●また、取得者の義務として、特別委員会に先立つ議案質疑で「市役所用地ではない土地利用をすることになった場合、取得者としての義務はありますか」とお聞きしましたが、法的なペナルティは確認できませんでした。つまり、わざわざ市が自らの首を絞めるように選択肢が狭まるような契約書でもつけない限り、別の用途でも利用は不可能ではないという事が分かったのです。この点は後の特別委員会でも何度も確認がされています。

しかしながら、この点について当初から明言されなかった事も、‘移転ありき’でしか考えていない執行部の硬直的な姿勢を見せつけられたと言わざるを得ず、一層、賛同はできません。もし‘移転ありき’ならば、やはり多くの議員が指摘するように移転議案を先に出すべきです。『人様の土地に移転議案は出せない』との旨を答弁されていましたが、前回の移転時はいかがでしたでしょうか。少なくとも今回は、現在、手続き上の瑕疵がなければ市に土地が入手できる算段が付いている状態ですから、全くの他人の土地というわけでもありません。移転議案を出すのが通例であり、また自然でもあり、更にはこれまで疑問を呈している議員からのリクエストにも応えることにもなり、スッキリした段取りを踏むことができるベストな手段だと考えます。

●加えて今の進め方では、法的な違反はなくとも、国との「信義則違

反」になる可能性が特別委員会で示唆されました。前例を踏襲せず移転条例を提出していない、前回の市役所移転とは異なったやり方を今回市がわざわざ取っているため、このような状況になっています。国に対しては市役所用地として購入するとやりとりを交わしています。一方で、議会がもし市役所以外の利用用途を議決等で決定した際には国に対して市が信義則違反になるというのは、自治体と国の信頼関係に議会がひびを入れる事になりかねず、議会人としてこの状態を知ってしまった以上、尚更、黙認してこのまま賛成するわけにはいきません。

市は移転しか考えていないのに、移転の特別議案を出していない矛盾も、厳しく指摘をするものであります。

(当該土地及び他の問題点について)

次の問題点としまして、当該土地自体の問題及び他の問題点については、昨年 5 月臨時会の反対討論の時と大きく変化していませんので、それをもって今回は割愛をさせていただきます。

(※参考:令和 5 年 5 月臨時会時の討論)

[https://www.city.matsudo.chiba.jp/gikai/kaigi\\_kekka/sanpikoukai/66020202305291140062.files/202305yamanaka.pdf](https://www.city.matsudo.chiba.jp/gikai/kaigi_kekka/sanpikoukai/66020202305291140062.files/202305yamanaka.pdf)

(まとめ)

最後に、これまで再三このままでは新拠点ゾーンへの移転が厳しいと指摘してきましたが、市当局は新拠点ゾーンへの庁舎移転をより巧妙に進めようとしているようにしか見えません。

市の予算案にも反対を投じただけでなく、過去の代表質問等では対案として「市庁舎現地建替え案」を具体的に提案し続け、その後も市が市民との全体的な説明と議論を一向に行わないので、市民とのフォーラム等も行い、前回の基本構想及び今回の基本構想(改案)にも様々な合点がいかなぬ点を多々指摘して参りました。更に今回の土地取得議案に対しても一貫して反対しており、加えて市長の議案に反対の際には必ず市民力として本会議の場で理由を申しあげるようにして参りました。

ここまでしても、市は移転ありきの姿勢を崩しません。一体、市当局はどこで現在の移転案に無理があるとお気づきになるのでしょうか。そして、本当に実効性の高い現地建替え案の検討を始められるのでしょうか。

●以上、今回の土地取得はまちづくりにとっては有用であるとは考えつつも、市の提案した「市役所用地として」の土地取得議案は疑義が一層強くなり、懸念事項が多岐にわたり根強く残存する為、認めがたいものといたします。

大きくまとめると 3 点になります。

1 点目。段階的整備案には、移転ありきである事及び、それにもかかわらず移転条例を出さぬ矛盾、費用・内容に不明点が多い事、集約

化ではなく分散化されてしまう事、また後戻りできぬようになってしまう事などの問題点がある事が1つ目。

2つ目としては、当該土地自体の問題が残っている事。

そして、最も大きい理由として3点目、市民の命と安全を守るためには、仮庁舎利用を含めた現地建替え等の別案の方が早く・安くなる可能性が高く疑われる事。以上、大別すると3点をもちまして、今回の議案には賛成し難く、反対するものであります。

(執行部への懸念)

●もし議会が土地取得を認めれば、執行部には議会の承認を得たと理解され、今回、なし崩し的に移転へ向けての動きに大きく拍車がかかるでしょう。市の歩み寄り是一部会派向けに留まり、当初から相模台土地への移転ありきではない現地建替えを含む議員たちの理解は、議決の賛否態度を見ても、現在も一向に得られていないのではないのでしょうか。

(未来への懸念)

●このように、現地建替え派及び仮庁舎派等の意見に真摯に聞く耳を持たず、十分な議論が尽くされたとは言えないまま、強引に過半数を取り本議案が仮に可決されたとしても、果たして第2ステップに関して更に十分な議論を尽くして進められると想像つきますでしょうか。私にはできません。

既に第1ステップに関する中身が不透明なままで、第2ステップへ進む執行部の強引な説明に基づく本土地取得議案は、市役所移転において未来に間違いなく大きな禍根を残す事は明らかです。

皆様の議案反対へのご賛同を宜しく申し上げます。以上、反対討論とさせていただきます。

以上